○デジタル庁・総務省告示第十七号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第七条第一項に規定する各地方公共団体情報システムに共通する基準のうち全ての地方公共団体情報システムに共通して実装することができる機能の標準を定める命令（令和八年デジタル庁・総務省令第十号）第四条第二項、第六条第二項、第七条第二項、第九条第二項及び第十条第二項の規定に基づき、項目定義を次のように定め、告示する。

令和八年三月二十四日

内閣総理大臣　高市　早苗

総務大臣　林　芳正

（申請管理機能の項目定義）

第一条　地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第七条第一項に規定する各地方公共団体情報システムに共通する基準のうち全ての地方公共団体情報システムに共通して実装することができる機能の標準を定める命令（以下「命令」という。）第四条第二項の規定に基づく申請管理機能の項目定義は、別表第一、別表第一付表第一及び別表第一付表第二のとおりとする。

（住登外者宛名番号管理機能の項目定義）

第二条　命令第六条第二項の規定に基づく住登外者宛名番号管理機能の項目定義は、別表第二、別表第二付表第一及び別表第二付表第二のとおりとする。

（団体内統合宛名機能の項目定義）

第三条　命令第七条第二項の規定に基づく団体内統合宛名機能の項目定義は、別表第三、別表第三付表第一及び別表第三付表第二のとおりとする。

（統合収納管理機能の項目定義）

第四条　命令第九条第二項の規定に基づく統合収納管理機能の項目定義は、別表第四、別表第四付表第一及び別表第四付表第二のとおりとする。

（統合滞納管理機能の項目定義）

第五条　命令第十条第二項の規定に基づく統合滞納管理機能の項目定義は、別表第五、別表第五付表第一及び別表第五付表第二のとおりとする。

附　則

この告示は、令和八年四月一日から適用する。

別表第一（第一条関係）

データ項目ID	データ項目	グループ		データ型	桁数	コード	繰り返し	データ出力条件	項目定義	項目説明	実装類型
		名称	主キー	外部キー							
029 00001	市区町村コード	申請管理	○	○	X	6		必須	市区町村を一意に識別するコード（指定都市においては区までを特定）	「全国地方公共団体コード」（総務省）に従って6桁のコード値を設定すること	◎
029 00002	受付番号	申請管理	○		X	15		必須	ぴったりサービス連携データの受付番号		◎
029 00003	最新フラグ	申請管理			X	1		必須	当該データが最新かどうかを現すフラグ（0：最新ではない、1：最新である）		◎
029 00004	手続コード	申請管理			X	54		必須	ぴったりサービス連携データの手続コード		◎
029 00005	手続名称	申請管理			N	80		必須	ぴったりサービス連携データの手続名称		◎
029 00006	手続名称通称	申請管理			N	80		任意	ぴったりサービス連携データの地方公共団体の申請様式における手続の名称		◎
029 00007	宛名番号	申請管理			X	15		任意	申請者の住民宛名番号	シリアル番号から変換したものや手入力した申請者の宛名番号	◎
029 00008	指定都市_行政区等コード	申請管理			X	12	999	任意	自治体ごとに定める任意の行政範囲を示すコード	・各自治体固有のコード利用を想定 ・総合支所等、任意の行政範囲を示すコード	◎
029 00009	形式審査年月日	申請管理			DATE	10		任意	申請管理機能で形式審査を行った年月日		◎
029 00010	形式審査時刻	申請管理			TIME	8		任意	申請管理機能で形式審査を行った時刻		◎
029 00011	削除フラグ	申請管理			X	1		必須	当該データが削除されたかどうかを現すフラグ（0：未削除、1：削除済）		◎
029 00012	操作者ID	申請管理			X	10		必須	操作者を一意に識別するコード		◎
029 00013	操作年月日	申請管理			DATE	10		必須	操作を行った年月日		◎
029 00014	操作時刻	申請管理			TIME	8		必須	操作を行った時刻		◎

備考
1　データ型の内容は、付表第2に掲げるところによる。
2　◎：命令で規定する機能要件のうち、実装必須機能に係るデータ項目。